

議事要旨(2) 公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」に寄せられたコメントへの対応

冒頭、小賀坂副委員長より、公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」(以下「本公開草案」という。)に寄せられたコメントへの対応の審議を行う旨が説明され、続いて、前田ディレクターより、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

各分類の要件をいずれも満たさない場合の取扱いについて

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 各分類の要件をいずれも満たさない場合の取扱いの記載は、審議の過程で相当程度の時間をかけて議論を行ったものの、分かりづらい部分があるという寄せられたコメントを踏まえて、さらに検討する必要があると考える。

(分類 2) 及び (分類 3) における要件について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - コメントへの対応(案)に賛成する。

ある委員より、次のコメントがあった。

- (分類 2) 及び (分類 3) の要件を経常的な利益から課税所得に変更する提案に関しては様々な意見が寄せられているので、従前の取扱いを変える意図ではないという点を踏まえて議論を行う必要がある。
- 経常損益も分類の要件として考慮すべきというコメントに関しては、本公開草案の公表時に議論を行っていない論点であるので、監査委員会報告第 66 号の取扱いを踏襲するかどうかも含めて議論すべきである。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 経常的な利益に基づく判断と課税所得に基づく判断はおおむね整合的となることを想定しているというコメントへの対応(案)の記載は、本公開草案における当該記載を削除することを示唆しているようにも思われるが、分類の要件を課税所得に変更すること自体に異論を唱えるコメントが寄せられているという前提で検討すべきである。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- コメントへの対応(案)で方向性を示しているところは公開草案公表前に既に議論を行った論点などである。より深く検討しなければならない論点や、コメントが大きく割れている論点については、個々に丁寧に対応していく。

ある委員より、次のコメントがあった。

- (分類 2) 及び (分類 3) の要件として経常利益を用いるべきという根拠に IAS 第 12 号「法人所得税」の記載をあげているコメントがあるが、当該記載を引用した意図はどのようなものか分かれば教えて頂きたい。
- 監査委員会報告第 66 号が硬直的に運用されていたという問題意識から議論が始まった中で、寄せられたコメントの多くは明確化を求めているものであり、これらに細かく対応して詳細な記述を増やすと、却ってルールが硬直化することを懸念する。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 受領したコメントに細かく対応していくとルールが詳細になるという懸念は専門委員会でも聞かれている。
- IAS 第 12 号の記載が引用されている点に関しては、今後の検討の中で対応していく。

(分類 2) におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 繰延税金資産の認識にあたっては、スケジューリングが可能かどうかよりも、回収可能であるかどうかのほうを重視すべきであり、合理的な説明においても回収可能性の内容を意識したものとすべきである。
 - 例示への当てはめを増やすことによって、本公開草案第 21 項の解釈や運用が限定的になるようなことは避けるべきである

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- スケジューリングが明確でない点や定義がないため本取扱いの適用が実務上困難であるという意見が聞かれており、寄せられた意見を分析する必要があると考える。
- 合理的な説明の有無で繰延税金資産の計上額が変わることの是非についても直近の専門委員会で議論がされたところであり、「合理的に説明できる」の表現も含めて対応を検討する予定である。

(分類 3) における 5 年を超える見積可能期間における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 課税所得の見積期間としての閾値を 5 年としている点を明らかにするため、結論の背景において、監査委員会報告第 66 号から踏襲している理由を追加記載するというコメント対応 (案) で示されている対応に賛成する。
 - 合理的な説明ができる場合には 5 年を超える見積可能期間の繰延税金資産に回収可

能性があるものとするという本公開草案の提案は重要であり、受領したコメントを踏まえて検討することに賛成する。

以 上